



今月の特集：ゴルフ場利用税をご存じですか？

【巻頭メッセージ】

まもなくゴールデンウィークを迎えます。

現役の頃は、暦を見ながら土日や祝日、特にまとまった休みが取れるゴールデンウィークを心待ちにしていたものですが、現役を退いた今、その感覚が少しずつ薄れてきていることを実感しています。

というのも、あえて混雑していて、かつ料金も高くなりがちな時期に外出する必要がなくなったため、暦どおりに休むことへのこだわりがなくなってきたからかもしれません。一方で、暦上は休日であっても、つい仕事のことが頭に浮かび、必要に応じて作業をしている自分もいます(まさにこの原稿もその一つです)。

このように考えると、時間の自由度が増したことと引き換えに、仕事との距離感が曖昧になっているようにも感じられ、どちらがより良いのか、ふと考えさせられることもあります。

また、昨今は物価上昇の影響もあり、気軽に外出や旅行を計画するにも一考を要する状況です。今年のゴールデンウィークをどのように過ごすか、あれこれ思案しているところです。

皆さまは、このゴールデンウィークをどのように過ごされるご予定でしょうか。

穏やかで有意義なお休みとなりますことを願っております。

【メモリー●田くん】

今回は、現役時代にお世話になった後輩について、少し思い出してみたいと思います。

私が“メモリー●田くん”と呼んでいた(そして今でも会うとついそう呼んでしまう)優秀な後輩がいます。

※「●」には、山、上、本、村、中、石、原、福などの漢字一字が入りますが、何かはご想像にお任せします。

なぜ“メモリー”か——理由は至ってシンプルで、「人間とは思えないほど記憶力が良い」からです。

主税局在勤最後の年となった平成27事務年度(平成28年度税制改正)では、紆余曲折の末、消費税の軽減税率制度及びインボイス制度という大きな制度改正に取り組んでいました。法律本体の改正はもちろんのこと、実務に直結する経過措置の設計が極めて重要で、日々、頭を悩ませていた記憶があります。

こうした作業では、壁にぶつかって悩み抜いた末に、突然ひらめくことがあります。そのひらめきを条文に落とし込み、あらゆる角度から検証していくのですが、その過程で私は、チームのメンバーに向けて「なぜこの仕組みにしたのか」「どのような思考過程でこの結論に至ったのか」を語りながら説明するようにしていました。自分の考えを言語化す

ることで整理されますし、周囲からの指摘で見落としにも気づけるからです。

——と、ここまでは良いのですが、問題はその後です。

数日経つと、なぜその結論に至ったのか、どういう議論を経てその条文構成にしたのか、きれいさっぱり忘れてしまうのです（今振り返ると、なかなか危険な状態です）。

そんなときに颯爽と登場するのが、“メモリー●田くん”。

「上竹さん、このときこうおっしゃっていましたよ。」

「この条文は、〇〇のケースを想定してこういう構造にしたはずです。」

——完璧です。しかも即答です。

何度この一言に救われたことか。いつしか私は、自分で記憶することも、メモを取ることも半ば放棄し、「困ったら●田くんに聞けばいい」という、あまり褒められない業務スタイルへと進化(?)していきました。

それにしても、なぜそこまで覚えていられるのか。

私の説明をそんなに真剣に聞いてくれていたのか。

あるいは、実は録音でもしているのではないか——などと疑いたくなるほどでした。

そんな“人間バックアップ機能”とも言うべき彼とともに、軽減税率制度やインボイス制度の法制化に取り組んでいたのも、気がつけばもう10年ほど前のことになります。時の流れの早さには、改めて驚かされます。

“メモリー●田くん”の、これからのますますのご活躍を祈りつつ、次に会ったときもきっと、私はこう呼んでしまうのだと思います。

【ゴルフ場利用税をご存じですか？】

税理士事務所が発行する「事務所だより」ですので、毎回ひとつくらいは税の話題を…と、ひそかなプレッシャーを感じています。皆さまのお役に立つ情報をお届けしたいのはもちろんですが、まずは「読んでいただけること」「少しでも興味を持っていただけること」を大切にしたいところ。毎回テーマ選びには頭を悩ませています。



そんな中、今回は「ゴルフ場利用税」を取り上げてみました。

「ゴルフ場利用税」は、ゴルフ場の利用に対して課される地方税で、ゴルフ場が所在する都道府県が課税主体となります。実際の納付は利用者がゴルフ場に支払い、ゴルフ場が都道府県に納める仕組みです。税収のうち約7割はゴルフ場所在の市町村に交付されており、特に山林原野の多い地域では貴重な財源となっています。

税額は一律ではなく、ゴルフ場の立地や規模、利用料金等に応じて区分されており、1人1日あたり200円から1,200円程度が一般的です（都道府県ごとに条例で定められています）。なお、18歳未満、70歳以上、障害者等（地方税法上の規定）、一定の条件を満たす学生等は非課税とされています。

ところで、この税をめぐっては、過去に議論が盛り上がったことがあります。2013年に東京オリンピックの開催が決定した際、「オリンピック競技でもあるゴルフに税を課し続けるのはどうなのか」という観点から、廃止の是非が取り沙汰されました。当時、政府・与党内でも見直しの是非が議論され、一定の注目を集めたことを記憶されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そもそも、ゴルフ場利用税は、昭和期においてゴルフが比較的“ぜいたくな娯楽”と見なされていた時代に創設された経緯があります。その後、バブル崩壊を経てプレー料金は下がり、現在では多くの方にとって身近なスポーツの一つとなりました。そうした状況の変化の中で、「なぜゴルフに対してこのような税が設けられているのか？」という疑問が出てくるのも自然な流れかもしれません。

一方で、広大な土地利用や環境への影響といった観点からの「原因者負担」や、一定の支出を伴うレジャーであることから「担税力が認められる」といった考え方も、制度を支える理屈として挙げられています。

とはいえ、最近では市民マラソンでも参加費が1万円近くする大会も珍しくありませんし、ネズミが活躍する“夢の国”の入場料も相当な金額です。「担税力」という観点だけで見た場合、課税の公平性という観点からどう整理すべきか、他のレジャーやスポーツとのバランスはどう考えるべきか、なかなか一筋縄ではいかない問題です。

公務員時代に比べ、ゴルフの機会が少し増えてきた“バットマン”としては、プレーのたびにこの税が気になる今日この頃。皆さまは、このゴルフ場利用税について、どのようにお考えでしょうか。

システム事業者から出てきたいわば“技術的な論点”として浮上したものとされています。

背景にあるのは、システム対応の現実です。事業者のレジや会計システム、請求書発行、価格表示、さらにはインボイス制度との整合など、消費税率の変更は想像以上に広範な影響を及ぼします。システム事業者からは、税率をゼロ%に変更する場合には仕様変更が大きく、1年程度の対応期間が必要とされる一方、1%であれば既存の枠組みを活かせるため、3~6か月程度で対応可能との声もあるようです。物価対策としてスピード感を重視したい政治側にとって、「まず動かせる選択肢」として1%案が意識されるのも、ある意味では筋の通った話です。

もっとも、消費税率の変更に対応の準備期間が必要であること自体は、今に始まった話ではありません。過去を振り返れば、1997年の5%への引上げは1994年秋の改正法公布から約2年5か月後に施行、2014年の8%への引上げも約1年8か月、2019年の10%への引上げは延期を挟みつつ約2年11か月と、いずれも十分な周知・準備期間が確保されてきました。税率変更は単なる数字の書き換えではなく、企業実務・消費者行動・制度運用すべてに波及する「社会全体の作業」だからです。

それにもかかわらず、消費税減税が大きな争点となった先の衆議院選挙の頃には、「そんなに時間がかかるはずがない」「反対する側が大げさに言っているだけだ」といった論調も、マスコミやネット上で少なからず見受けられました。しかし、実務の側から見れば、準備期間の議論は決して“抵抗論”ではなく、むしろ制度を円滑に機能させるための前提条件にすぎません。



バットマンの一言

ここ数日の新聞やTVのワイドショーを賑わせている「いわゆる『1%案』」。報道によれば、超党派で消費

税減税などを議論する社会保障国民会議の実務者会議において、シス

とかく悪者にされがちな財務省ですが、少なくとも制度運営に関わる技術的な見通しについて、根拠のない情報を振りまくような組織ではありません。……と、20 数年身を置いた立場から申し上げたいところですが、「だから信用できないんだ」と言われてしまうと、さすがのバットマンも返す言葉に困るのであります（苦笑）

※ なぜ「バットマン」なのかについては、当事務所の Web サイト「バットマンの暮らしと税の徒然日記」にてご紹介しています。

Web サイト：<https://uetake-tax.com>